

第 1 章

金融法務の基本

金融法務とは？



第1節

金融法務を学ぶにあたって

金融法務を学ぶうえでなによりも重要となるのは、法的な思考方法を身につけることです。本節では、金融法務を学ぶにあたって求められるリーガルマインドの具体的な内容を学び、法的な思考方法のイメージをつかみましょう。

1》リーガルマインド

(1) リーガルマインドとは

「リーガルマインドとはなにか?」という問いは、様々な観点から検討されている問題であり、人によって導き出す答えが異なるため、明確に定義することは容易ではありません。

本テキストでは、これから学ぶ法律や判例を前提として、リーガルマインドをつぎのように定義します。



リーガルマインドとは……
「目の前にある具体的な問題に対する解決方法を、論理的に考えること」

この定義によれば、感情的に物事を判断することや、恣意的に事実関係を評価することは、リーガルマインドとは相容れないものといえましょう。リーガルマインドにおいては、客観的な証拠や資料から事実関係を認定し、法を解釈して論理的に具体的問題へ対処することが求められます。

(2) 金融業務におけるリーガルマインド

リーガルマインドは、法律家に限らず、みなさん行職員にも必須の能力であるといえます。ここでは、日々の金融業務においてリーガルマインドがどのように活かしているのかを具体例から見ていきましょう。

たとえば、これまで扱われてこなかった新しい金融商品の導入を検討するとき、その金融商品が適法であると言いたいがために、法律の言葉や判例、先例を無視して結論に飛びつくことは、客観的な根拠にもとづかない恣意的な態度といえます。このような場合には、法律の一般的な解釈や判例を踏まえたうえで、第三者の視点から客観的かつ論理的に金融商品の適法性を検討する必要があります。

また、顧客からクレームを受けたとき、顧客の言い分を鵜呑みにしたり、逆に、自分には責任がないことを主張したいがために、顧客の発言を恣意的に解釈するのではなく、冷静かつ俯瞰的に事実関係を確認して対応を検討することが求められます。

このように、リーガルマインドは、裁判等の法的紛争においてのみ必要となるわけではなく、金融業務でも当然に求められるのです。

(3) リーガルマインドを身につけるために

リーガルマインドは、一朝一夕で身につくものではありません。リーガルマインドを身につけるためには、日々の業務で生じる問題について論理的に考えるよう意識することや、行内で定められている手続がどのような根拠にもとづいているのかを考えることが大切であるといえます。

また、ニュースや新聞といった様々な情報や出来事に触れたときに、見出しをそのまま受け入れるのではなく、本文を読んだうえで、背景にある事実関係や論理を考えてみるとよいでしょう。

2 法について

ここからは、法の具体的な中身について見ていきます。

みなさんは、「法とはなにか」と問われた際、どのように答えるでしょうか？

「法」と一言でいっても、法律や憲法といった法令名を指す場合もあれば、特定の法分野を指すこともあります。ここでは、法の内容や分類、複数の法の相互関係について学びましょう。

(1) 法とは

「法」の中でも、みなさんが日々の業務で触れることが多いのは法律です。そのため本テキストでは、おもに法律について学んでいきます。

法律とは、厳密には「国会の議決によって制定される法」のみを指します。しかし、

裁判で用いられる法規範を考えてみても、国会において制定される法律だけではなく、地方公共団体が制定する「条例」や行政機関等が制定する「命令」もこれに含まれます。

このように、法とは、法律に限られるものではなく、「社会生活を規律するルール全般」を指すといえます。

(2) 法の分類

法は、様々な観点から分類することができます。ここでは5つの分類方法について紹介します。

① 公法と私法

公法とは、国や公共団体内部に関する規律をはじめ、これらの組織と私人との関係を規律したり、国家統治について規律する法を指します。公法の代表例としては、「日本国憲法(以下、「憲法」)」が挙げられます。

私法とは、私人間の関係を規律する法を指します。「私人」とは、個人や民間会社などを意味し、国や地方公共団体、独立行政法人といったものは含まれません。イメージとしては、国家やこれに類するもの以外といった広い概念になります。「民法」や「会社法」は、私法に分類されると考えられています。

② 民事法と刑事法

民事法とは、私人相互の法律上の権利義務を規律したり、権利義務に関する争いごとに関する手続を規律する法を指します。前述①で私法に分類された「民法」は、民事法に分類されます。

刑事法とは、犯罪として処罰する類型を規律したり、国家が犯罪を行った人を処罰するための手続を規律する法を指します。刑事法の代表例としては、「刑法」が挙げられます。

③ 一般法と特別法

一般法とは、複数の法を比較した場合に、法の適用範囲がより広い法を指します。他方、特別法とは、一般法に比べて法の適用範囲が限定的である法や、一般法に対する例外的な取扱いを定める法を指します。一般に、ある1つの事柄について複数の法が規律している場合、「特別法が一般法に優先する」と考えられています。

ここで、一般法と特別法の具体例を1つ紹介しましょう。民法96条では、「詐欺行

為を理由とする契約の取消し」を定めていますが、この取消しが認められるためには、詐欺を働いた行為者に相手方を欺こうとする意思が必要とされます。

他方、事業者と消費者間の契約について規律している「消費者契約法」では、事業者が一定の事項について事実と異なる説明をしていれば、事業者に欺こうとする意思がなくとも、消費者は契約を取り消すことができる場合がある旨が定められています（同法4条）。

このように消費者契約法では、民法に比べて契約を取り消すことができる条件を緩和しています。これは、事業者と消費者の間には、情報や交渉力に格差があるため、別に特別な規定を定め、消費者を保護しているものといえます。このように、民法が一般法であり、消費者契約法が民法の特別法であるということができましよう。

④ 実体法と手続法

実体法とは、法主体間の関係を規律して、権利の発生や変更、消滅等を定める法です。前述の「民法」や「刑法」は実体法に分類されます。

他方、手続法とは、実体法で定められた法律上の権利義務関係を、具体的な事件で実現するための手続（裁判等）を規律する法を指します。民事裁判を規律する「民事訴訟法」や刑事裁判を規律する「刑事訴訟法」が、これに該当すると考えられています。

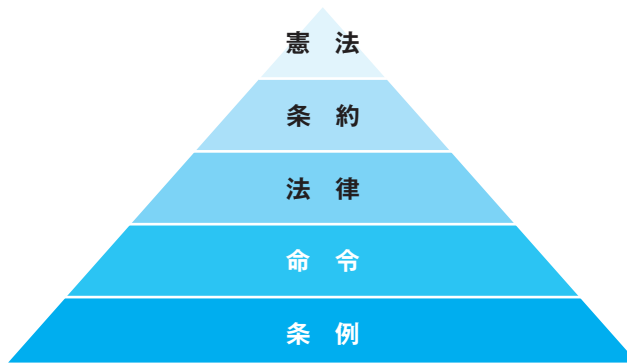
⑤ 前法と後法

法は、社会環境や世論の変化に応じて内容が改正されたり、廃止されたりします。そのため、新しく制定された法がすでにある法（前法）と矛盾する場合には、新しく制定された後法が、すでにある前法より優先されるべきであると考えられています。

(3) 法の序列

法は非常にたくさんの種類があるため、複数の法の間で矛盾する規律が定められる可能性があります。矛盾が生じた場合の対処方法としては、それぞれの優劣関係をもとに、どの法律を優先して適用すべきかを定めることが考えられます。

優劣関係を定める方法としては、これまで解説したような「③一般法と特別法」の関係、「⑤前法と後法」の関係等がありますが、法の間上下関係によって優劣関係が定まることもあります。これを「法の序列」と呼びます。法の序列を図解すると、つぎのようなピラミッド構造になります。



① 憲法

優劣関係の最上位にある法律は、「憲法」です。憲法98条では、憲法が最高法規であることが定められています。また、同法81条では、一切の法律や命令、規則または処分が憲法に違反していないかどうかを決定する権限(違憲審査権)について定められており、最高裁判所には違憲審査権が与えられています。

② 条約

憲法に続いて優位に位置づけられると一般的に考えられているのは、「条約」です。条約は、国家と国家との間で締結される規律であり、法律に優位するとされています。同法98条2項では、日本国が締結した条約について、誠実に遵守^{じゅんしゅ}することが求められています。

③ 法律

前述のとおり、法律は憲法および条約に劣位しますが、「法律」は、国権の最高機関である国会により制定されることから(同法41条、59条)、命令および条例に優位すると考えられています。

④ 命令、条例

「命令」とは、行政機関により制定される法であり、法律の根拠があることを前提に定められる法形式です。また、「条例」は地方公共団体により制定される法であり、「法律の範囲内(同法94条)」で制定することが認められている法形式です。これらは法律に劣位するものと位置づけられています。

なお、命令と条例では、命令がより優位に位置づけられると考えられています。そ

の理由として、同法94条で、条例は「法律の範囲内で」制定することができる定められており、また、地方自治法14条1項において、条例は「法令に違反しない限りにおいて」制定することができる定められており、一般に、この「法令」には命令も含まれていると考えられているため、条例は命令に劣位するものと位置づけられているのです。

3 裁判所と判例

これまで、様々な法が存在することやその序列などについて勉強してきました。ここからは、法を具体的に適用することにより紛争を解決する役割を担っている裁判所や裁判手続、裁判所の判決(判例)と法律との関係について学びましょう。

(1) 裁判所とは

裁判所とは、その名のとおり「裁判」を行う国家機関です。裁判所には、「最高裁判所」「高等裁判所」「地方裁判所」「家庭裁判所」「簡易裁判所」という5つの種類があります。

最高裁判所は、全国に1か所(東京)、高等裁判所は8か所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡。支部は6支部)、地方裁判所は50か所(支部は203支部)、家庭裁判所は50か所(支部は203支部、出張所は77出張所)、簡易裁判所は438か所あります。

(2) 裁判所の役割

裁判所が扱う裁判は、事件の種類に応じて、民事裁判と刑事裁判の2つに分類されます。

① 民事裁判

民事裁判とは、私人と私人の権利関係に関する争いを解決することを目的とした裁判です。たとえば、金融機関がある顧客に対して貸付けをしたところ、その顧客から返済を受けることができなかった場合、返済を求めために提起する裁判は「民事裁判」に該当します。このように民事裁判は、日々の生活の中で生じる争いごとを解決するための制度であるといえます。民事裁判では、裁判所が判決を言い渡すことにより争いを終結させる方法のほかに、当事者間の合意により争いを終結させる和解とい

う方法等があります。

また、夫婦や親子関係に関する争いや相続に関する争いは、家庭裁判所の調停の対象となることがあります。調停とは、裁判官と調停委員が当事者の言い分を聞き、当事者が納得する解決策を導く手続です。離婚や遺産分割に関する争いは調停で行われることが多く、調停で紛争が解決しなかった場合には、裁判に移行することもあります。

なお、国や地方公共団体等が法に違反する行為をして、それにより私人の権利利益が侵害された場合、私人が自らの権利利益を守るために行う裁判を「行政裁判」といい、これも民事裁判の一種であると考えられています。行政裁判の手続は、行政事件訴訟法で規律されています。

② 刑事裁判

刑事裁判とは、犯罪行為が行われたときに、その人が犯人であるか、また犯人であるとした場合にどのような刑罰を科すべきかを判断する裁判です。

刑事裁判には、裁判官だけが判断する裁判の他に裁判員裁判という制度があります。これは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官3名とともに、被告人が犯人であるかを判断し、犯人であると判断した場合にどのような刑罰を科すのかを決める制度です。

(3) 三審制

裁判の種類にもよりますが、通常1つの紛争に対しては、3回の審理を求めることができます。この制度を「三審制」と呼びます。三審制のしくみについて、地方裁判所に提起される民事裁判を例に具体的に学びましょう。

	審理する裁判所	不服申立て方法
第一審	地方裁判所	控訴
控訴審	高等裁判所	上告
上告審	最高裁判所	

たとえば、AがBに対して貸したお金を返してほしいときには、初めに地方裁判所に民事裁判を申し立てます。地方裁判所がAとBのそれぞれの主張を審理した結果、Bに対して、Aにお金を返すよう命じる判決を言い渡したとします。この判決内容を不服と

するBは、高等裁判所に控訴することができます。控訴とは、地方裁判所で言い渡された判決が不服である場合に、より上位の裁判所に審理を求める行為です。高等裁判所でも地方裁判所と同じ内容の判断が言い渡された場合、Bはさらに最高裁判所に上告することができます。なお、最高裁判所が言い渡した判断に対しては、不服申立てをすることができません。

(4) 裁判の当事者

民事裁判の当事者は、「原告」と「被告」と呼ばれています。「原告」とは相手方に対して裁判を提起する者をいいます。他方、「被告」とは、原告から裁判を提起された者をいいます。

また、刑事裁判の当事者は、「被告人(刑事裁判において刑事責任を追及される者)」、「弁護人(被告人の主張を被告人に代わって主張する者)」、「検察官(刑事裁判を提起して被告人の犯罪行為を立証する者)」です。

民事裁判でいう「被告」と刑事裁判でいう「被告人」は紛らわしいですが、それぞれ指す意味が異なるので、間違えないように注意しましょう。

(5) 判例とは

裁判所は、民事裁判や刑事裁判に対して判決や決定等(以下、「判決等」)を言い渡し、争いごとに対する判断を明らかにします。判決等は、個々の事件に対する裁判所の判断を示すものですが、判決等には制定法の条文を解釈し、その解釈にもとづき具体的な紛争に対して法律を適用するという役割があります。とくに、最高裁判所が示した法の解釈は、制定法の条文と同程度の影響力があると考えられており、事実上の拘束力を有しているといえます。このような最高裁判所の判断を**判例**と呼びます。

判例の中でも重要であると考えられているものは、その判決文や決定文が最高裁判所民事判例集・刑事判例集等の判例雑誌に掲載されるほか、最高裁判所のホームページに掲載されます。また、最高裁判所判例解説民事篇、刑事篇において判例の解説が掲載されることもあります。

なお、一般的に「判例」という場合は最高裁判所が言い渡した判決等を指し、高等裁判所や地方裁判所等が言い渡した判決等は「裁判例」と呼ばれます。